

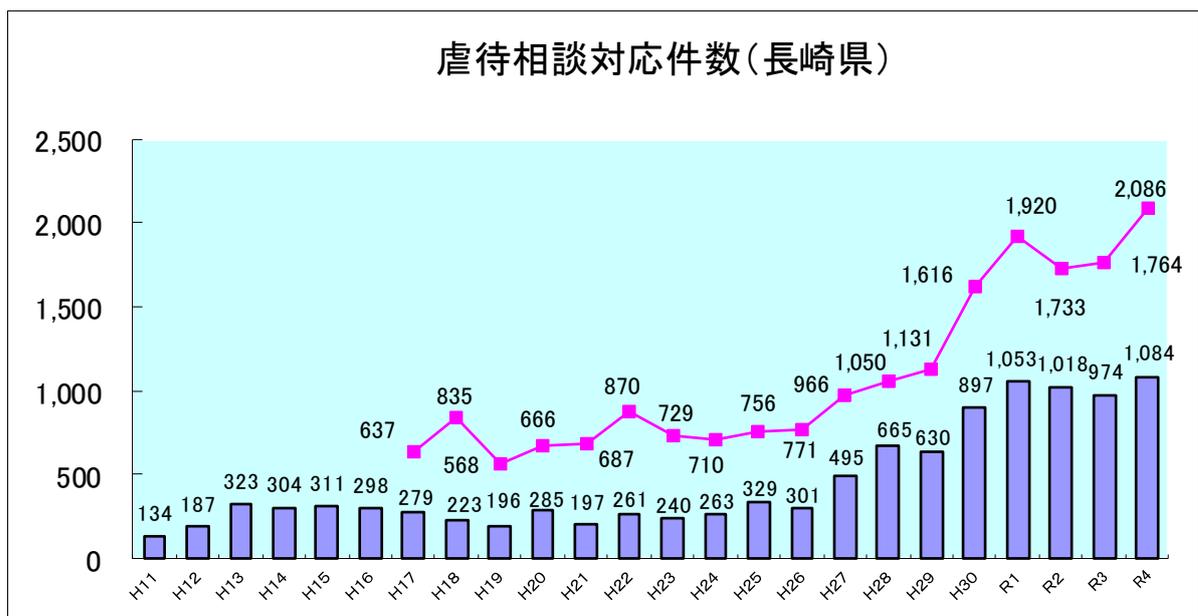
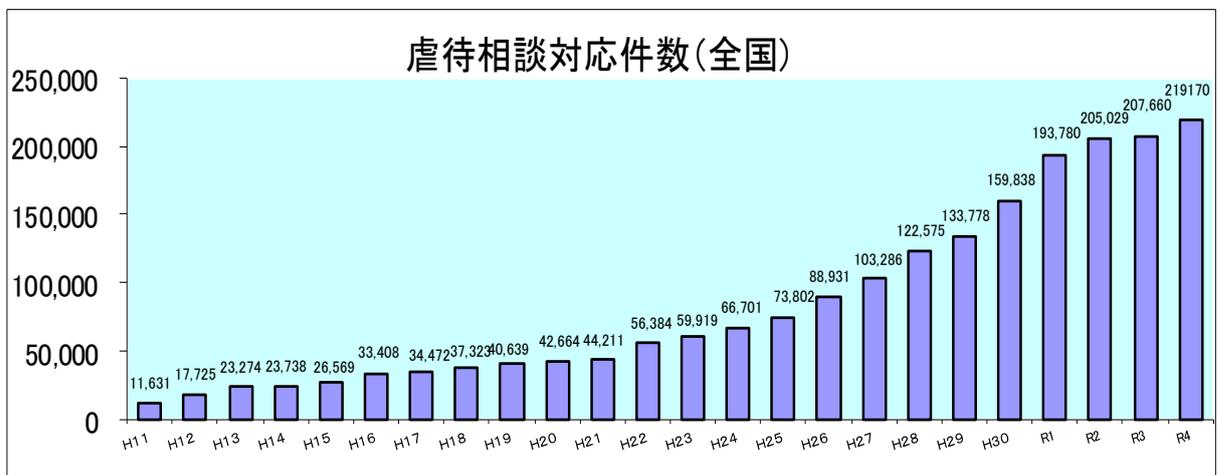
令和4年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について

このことについて、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

- 1 令和4年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,084件で、前年度（974件）から110件増加（対前年度比111.3%）し、過去最多となっている。

なお、全国の児童相談所における相談対応件数は、219,170件（令和3年度207,660件）となっており、過去最多を更新している。



棒グラフ：県内の児童相談所の虐待相談対応件数
 折れ線グラフ：市町を含めた県内の虐待相談対応件数

- 2 経路別では、「警察等」からの相談が692件（令和3年度：483件）（以下（ ）は令和3年度数値）で、全体の63.8%を占めており、次に「その他」が130件（210件）で12.0%、「福祉事務所」が81件（107件）で7.5%となっている。
児童虐待に対する地域社会の意識が高まったことや、警察をはじめとした関係機関による通告の徹底が全体の通告件数の増加に繋がっていると考えられる。
- 3 内容別では、心理的虐待が648件（585件）で全体の59.8%を占めており、次に身体的虐待が259件（225件）で23.9%、ネグレクトが163件（151件）で15.0%、性的虐待が14件（13件）で1.3%となっている。
心理的虐待の割合が高い要因としては、身体的虐待等として通告された世帯の被虐待児童への虐待を目撃したきょうだいや、面前DVにより心理的虐待が行われたものとして対応した件数が多かったことが考えられる。
- 4 主たる虐待者については、実父が549件（453件）で全体の50.6%を占めている。実母は390件（422件）、36.0%で、実の両親が全体の86.6%を占めている。
特に実父の割合が高い要因としては、心理的虐待である面前DVの主な加害者が父によるものであることが考えられる。
- 5 被虐待児の年齢区分については、0～3歳が279件（261件）で、全体の25.7%を占めており、4～6歳の219件（162件）、20.2%と合わせると、未就学が全体の45.9%を占めている。
- 6 措置内容別では、里親委託を含めた施設入所等が必要となったものが30件（48件）で、全体の2.8%（4.9%）となっており、前年度に比べ施設入所等の割合は減少している。
- 7 児童虐待相談対応のなかで、児童福祉法第33条に規定する一時保護が必要となったものは299件（384件）となっており、前年度から一時保護の件数は減少している。なお、児童虐待等の防止等に関する法律に基づく立入調査を行った事案は0件となっている。



189にかけると、お近くの児童相談所（こども・女性・障害者支援センター）につながります。

児童相談所の虐待相談対応状況(令和4年度)

1. 虐待に関する相談対応件数の推移

単位は件数、()は指数又は構成比

年度	H2	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対前年比
全国	(100) 1,101	(5,121) 56,384	(5,442) 59,919	(6,058) 66,701	(6,703) 73,802	(8,077) 88,931	(9,378) 103,286	(11,133) 122,575	(12,151) 133,778	(14,518) 159,838	(17,601) 193,780	(18,622) 205,044	(18,861) 207,660	(19,906) 219,170	115.5%
長崎県	(100) 30	(870) 261	(800) 240	(877) 263	(1,097) 329	(1,003) 301	(1,650) 495	(2,217) 665	(2,100) 630	(2,990) 897	(3,510) 1,053	(3,393) 1,018	(3,246) 974	(3,613) 1,084	111.3%

R4年度は、速報値

(参考)

平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、市町村は児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされたため、参考までに市町児童家庭相談対応件数のうち、児童虐待に係る対応件数を記載した。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対前年比
市町計	470	471	385	501	719	867	715	790	1002	126.8%

※長崎市のカウント方法が変更のため、増加

2. 児童相談所ごとの虐待に関する相談対応件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対前年比
長崎	179	144	189	192	202	301	365	346	552	627	693	619	708	114.4%
佐世保	82	96	74	137	99	194	300	284	345	426	325	355	376	105.9%

3. 虐待の経路別相談対応件数

	総数	児童本人	家族親戚	近隣・知人	児童委員	児童福祉施設・保育所	福祉事務所	警察等	医療機関・保健所	学校等	その他
(%)	(100.0)	(1.3)	(8.4)	(11.0)	(0.0)	(1.4)	(4.7)	(51.5)	(1.9)	(7.3)	(12.3)
全国令和4年度	219,170	2,822	18,436	24,174	79	3,162	10,379	112,965	4,188	16,035	26,930
(%)	(100.0)	(0.8)	(4.2)	(2.4)	(0.1)	(0.3)	(7.5)	(63.8)	(1.7)	(7.2)	(12.0)
長崎県4年度	1,084	9	46	26	1	3	81	692	18	78	130
(%)	(100.0)	(0.8)	(3.6)	(3.0)	(0.0)	(0.9)	(11.0)	(49.6)	(1.0)	(8.5)	(21.6)
長崎県3年度	974	8	35	29	0	9	107	483	10	83	210

3-2. 「その他」の内訳件数

※都道府県又は市町機関で他の項目に該当しない部署

	都道府県 (※)	市町 (※)	児童相談所	児童家庭 支援センター	家庭裁判所	その他
(%)	(0.0)	(1.2)	(5.7)	(0.0)	(0.0)	(5.0)
長崎県4年度	0	13	62	0	0	55
(%)	(0.6)	(1.4)	(5.5)	(0.0)	(0.0)	(14.0)
長崎県3年度	6	14	54	0	0	136

4. 虐待の内容別相談対応件数

	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
(%)	(100.0)	(23.6)	(1.1)	(59.1)	(16.2)
全国令和4年度	219,170	51,679	2,451	129,484	35,556
(%)	(100.0)	(23.9)	(1.3)	(59.8)	(15.0)
長崎県4年度	1,084	259	14	648	163
(%)	(100.0)	(23.1)	(1.3)	(60.1)	(15.5)
長崎県3年度	974	225	13	585	151

5. 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
(%)	(100.0)	(50.6)	(9.9)	(36.0)	(0.1)	(3.4)
長崎県4年度	1,084	549	107	390	1	37
(%)	(100.0)	(46.5)	(8.4)	(43.3)	(0.4)	(1.3)
長崎県3年度	974	453	82	422	4	13

6. 虐待児童の年齢区分

	総数	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	不明
(%)	(100.0)	(25.7)	(20.2)	(15.9)	(16.8)	(13.0)	(8.4)	(0.0)
長崎県4年度	1,084	279	219	172	182	141	91	0
(%)	(100.0)	(26.8)	(16.6)	(16.1)	(18.3)	(16.4)	(5.7)	(0.0)
長崎県3年度	974	261	162	157	178	160	56	0

7. 措置内容別対応件数

事 項	長崎県(令和3年度)		長崎県(令和4年度)	
	件数	%	件数	%
施設入所措置	45	4.6	27	2.5
児童養護施設	36	3.7	19	1.8
乳児院	5	0.5	3	0.3
児童自立支援施設	0	0.0	0	0.0
児童心理治療施設	1	0.1	0	0.0
その他の施設	3	0.3	5	0.5
里親委託	3	0.3	3	0.3
面接指導	814	83.6	931	85.9
助言指導	190	19.5	249	23.0
継続指導	589	60.5	648	59.8
他機関あつせん	35	3.6	34	3.1
児童福祉司指導	12	1.2	5	0.5
その他	100	10.3	118	10.9
合 計	974	100.0	1,084	100.0

(注)

* 1 助言指導とは、1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。

* 2 継続指導とは、複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等に対し継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。

* 3 他機関あつせんとは、他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例について、該当機関にあつせんすることをいう。

* 4 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して継続的に行う指導をいう。

8. 一時保護状況

事 項	長崎県(令和3年度)		長崎県(令和4年度)	
	件数	%	件数	%
一時保護所	161	41.9	127	42.5
一時保護委託	223	58.1	172	57.5
児童養護施設	115	29.9	73	24.4
乳児院	21	5.5	8	2.7
児童自立支援施設	3	0.8	0	0.0
児童心理治療施設	0	0.0	0	0.0
障害児関係施設	11	2.9	8	2.7
その他の施設	2	0.5	5	1.7
警察署	56	14.6	57	19.1
里親	10	2.6	12	4.0
その他	5	1.3	9	3.0
合 計	384	100.0	299	100.0

(注)

児童福祉法第33条に規定する一時保護は法第27条の措置(*)をとるに至るまで、児童を一時保護所に一時保護し、又は児童福祉施設、警察等に一時保護を委託することができるものであり、虐待、放任等の理由により家庭から一時引き離す必要がある場合等に行われる。

* 児童福祉法第27条では、都道府県は、通告を受けたケース等について必要があると認める場合は、児童又はその保護者に、訓戒・誓約、児童福祉司等の指導、里親委託又は児童養護施設等の児童福祉施設に入所させる等の措置をとらなければならない旨を規定している。

9. 立入調査

長崎県(27年度)	長崎県(28年度)	長崎県(29年度)	長崎県(30年度)	長崎県(元年度)	長崎県(2年度)	長崎県(3年度)	長崎県(4年度)
1件 (1名)	0件 (0名)	1件 (1名)	1件 (1名)	4件 (4名)	0件 (0名)	0件 (0名)	0件 (0名)

10. 児童相談所が関与した虐待死亡事例

長崎県(27年度)	長崎県(28年度)	長崎県(29年度)	長崎県(30年度)	長崎県(元年度)	長崎県(2年度)	長崎県(3年度)	長崎県(4年度)
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件